

b 新技術研修

農業の動向および農業技術の進歩に対応した指導力の向上を図るため、他の研修に参加しない者を対象に都道府県毎に実情に即し、おおむね 10 日間新技術研修を実施した。

昭和 46 年度における受講者数は 3,018 人であった。

(1) 国において行なった研修

a 普及員新任者研修

農業改良普及員の新任者に対し、普及事業全般にわたる基礎的知識を習得させるとともに相互の親和および啓発向上を図るため、10 日間新任者研修を実施した。

昭和 46 年度の受講者数は 277 人であった。

b 地域改良普及員研修

普及所において、地域を担当する農業改良普及員を対象に地域農業計画、自立経営農家の育成、農業生産の組織化、農業後継者の育成等総合的な知識と適切な判断力を高めるため、地方農政局単位に全国 8 地域において、10 日間地域改良普及員研修を実施した。

昭和 46 年度の受講者数は 334 人であった。

c 普及所長研修

現地における普及活動を能率的に運営するため、7 日間普及所長研修を実施した。受講者数は 110 人であった。

d 農業機械化中央研修

普及所において専門事項を担当する農業改良普及員を対象に、農業機械化技術体系、生産の装置化、機械の効率利用と整備技術等についての知識、技術を習得させ農業機械化に対する指導力の向上を図るため、おおむね 25 日間、農業機械化技術研修を実施した。

昭和 46 年度の受講者数は 112 人であった。

e 畜産専門改良普及員緊急養成研修

畜産を担当する農業改良普及員を緊急に養成するため、農業改良普及員を国立種畜牧場等に派遣し、草地の利用管理、飼料作物の生産、家畜の飼養管理についておおむね 6 カ月間の実技を中心とした研修を実施した。

昭和 46 年度の受講者数は 57 人であった。

f 大学留学研修

農業改良普及員を大学に派遣し、大学教育を通じて、普及員として必要な専門技術および経営管理に関する知識・技術を高め普及指導力の向上を図るため、1 カ年間の留学研修を実施した。

昭和 46 年度には全国 31 大学に 202 人を派遣した。

学科別の研修生数は畜産 33 人、園芸 103 人、経営 34 人、作物 18 人、農業機械 10 人、教育 4 人であった。

7 改良普及員等研修施設の整備

農業および農民生活の改善のための普及指導に当たる改良普及員の技術および知識の向上を図るための研修施設を整備するため都道府県に助成することとし、昭和46年度においては、岩手県に助成した。

B 生活改善普及事業

生活改善普及事業は、近代的な農家生活の確立と近代的な地域社会生活の達成をねらいとし、当面農山漁家の健康維持、家庭生活の合理的な運営、次の世代における農業人の基礎をつくるための育児と家庭教育、快適で楽しみの多い民主的家庭生活を築くことに目標をおき、農業改良普及事業と緊密な連けいをとりながらその積極的推進を図つた。

1 普及職員の設置

生活改善普及事業に従事する都道府県の職員として専門技術員および生活改良普及員がおかかれている。

(1) 専門技術員

専門技術員の定数は、被服、食物、住居、家庭管理の各項目の生活技術を担当する専門技術員(1)184人と、普及指導活動を担当する専門技術員(2)61人、合計245人となつてゐるが、昭和46年度における専門項目別設置数は次のとおりである。

項目		人数	
専門技術員 (1)	被服	35人	
	食物	45	
	住居	48	
	家庭管理	44	
(2)	普及指導活動(農民生活)	53	
計		220	

生活技術を担当する専門技術員(1)は、農家向け生活技術の開発のための実験研究を行なうとともに、生活技術について生活改良普及員の援助指導にあたつてゐる。

また普及指導活動を担当する専門技術員(2)は、生活改良普及員の活動方式、関係機関、団体等の連けいのあり方等について援助指導を行なつてゐる。専門技術員の都道府県別設置数および項目別設置数は、附表(13)のとおりである。

(a) 専門技術員学歴別構成(昭和47年3月31日現在)

区分	大学	短大			準専		高校 (旧高女)	計
		旧高専	短大	農講	旧専実科	技養		
員数(人)		22	43	42	12	24	22	55
比率(%)		10.0	19.5	19.1	5.5	10.9	10.0	25.0
								220
								100.0

注 農講——生活改良普及員養成施設

技養——栄養士養成所、保健婦養成所など

(b) 専門技術員年令別構成(昭和47年3月31日現在)

区分	26~30才	31~35才	36~40才	41~45才	46~50才	51~60才	61才以上	計
員数(人)	1	14	43	68	44	50	0	220
比率(%)	0.4	6.4	19.6	30.9	20.0	22.7	0	100.0

(2) 生活改良普及員

生活改良普及員は、農業改良普及員とともに都道府県が定める農業改良普及所に所属し、農家の生活改善全般について総合的指導を行なつてゐる。

昭和46年度における定数は、2,221人(うち広域担当630人、漁家担当150人)である。生活改良普及員の数は、附表(13)のとおりである。

(a) 生活改良普及員学歴別構成(昭和47年3月31日現在)

区分	大 学	短 大			準 專			高 校 (旧高女)	計
		旧 高 専	短 大	農 講	旧專実科	技 養			
員 数(人)	117	39	951	457	43	103	427	2,137	
比 率(%)	5.5	1.8	44.5	21.4	2.0	4.8	20.0	100.0	

(b) 生活改良普及員年令別構成(昭和47年3月31日現在)

区分	25才以下	26~30才	31~35才	36~40才	41~45才	46~50才	51~60才	61才以上	計
員 数(人)	542	452	380	269	180	117	192	11	2,137
比 率(%)	25.4	21.1	17.8	12.3	8.4	5.5	9.0	0.5	100.0

2 普及職員の資格試験

普及職員の任用は、「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令(昭和27年政令第148号)」によつて資格試験に合格した者を任用する場合と一定の学歴及び経験を有する者を無試験で任用する場合との二つの方法が定められている。

(1) 専門技術員

専門技術員の資格試験は「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令施行規則(昭和27年農林省令第71号)」により農林省において実施しているが、昭和46年度における試験の実施概要は次のとおりである。

専門技術員資格試験実施概要

専門項目 区分	被 服	食 物	住 居	家庭管理	普及指導 活動 (農民生活)	計
受験者数(人)	6	11	8	29	19	73
合格者数(人)	3	7	3	14	15	42
合 格 率(%)	50.0	63.6	37.5	48.3	79.0	58.0

(2) 生活改良普及員

生活改良普及員の資格試験は、都道府県の条例で定めるところによつて行なわれているが全国的な統一を図るため、農林省において条例準則を示している。

生活改良普及員資格試験実施概要

学歴区分	大 学	短 大	そ の 他	計
受験者数	167	1,164	61	1,392
合格者数	130	682	60	872
合 格 率	78.0	58.5	98.3	62.6

3 普及職員の活動の概要

(1) 専門技術員

専門技術員の活動内容は、普及員に対する指導援助、調査研究他機関との連けい、普及員以外に対する指導援助その他であるが普及員に対する指導援助が活動の半分を占めている。その内容は研修会現地における指導、指導準備(企画打合せ、カリキュラム作成、資料作成)で、この中で最も多いのは、普及員に対する直接指導である。また、調査研究については、生活技術を担当する専門技術員(1)は特に普及を必要とする生活技術を確立するため、農家生活技術適応実験や農家生活技術連絡研究を実施している。

他機関との連けいでは農林行政機関、学校教育、社会教育等の連絡調整である。普及員以外に対する指導援助としては農業者に対する直接、間接指導があり、最近は健康生活管理および家族労働適正化事業、農山漁村生活環境整備特別事業、農村若妻集団活動育成事業等農山漁家の生活近代化の推進にかかる事業の増加により、これらの事業実施についての指導援助が多くなっている。

(2) 生活改良普及員

生活改良普及員の1人当たりの農家担当戸数は平均2,400戸、担当町村数は1.5町村である。

生活改良普及員の活動限界は1,300戸～1,500戸と考えられるが、この限界をこえた戸数を担当しているので効率的活動を行なうため、担当地区内において200戸～400戸の範囲の地域を選定し、濃密指導地域とし総合普及計画を樹立して活動を実施している。

すなわち、地域発展の方向に即し農家生活の実態を把握して、農家の要望、経済力、知識、技術を勘案し、当該地域の中の重要かつ、共通性の高い改善課題を選定し、個別訪問、講習会、教室等各種の活動方法を組合わせて、また、市町村、保健所、学校等の連けいのもとに問題解決について援助指導を行なつている。

濃密指導地域に対しての目標別課題指導回数比率

目 標	そ の 内 容	比 率
I 勤労者としての健康の維持のために	1 必要な栄養を確保した食事を毎日とつている。	23.8%
	2 充分な睡眠のとれる場所、寝具、時間が確保されている。	3.2
	3 機能的で清潔安全かつ寒暖に適した被服を着ている。	4.5
	4 機能的、健康的で安全な住居にすんでいる。	12.8
	5 無駄と無理のない働き方をしている。	9.8
	6 環境が衛生的であり病気を積極的に予防している。	9.1
	小 計	63.2
II 家庭生活の合理的な運営のために	1 生活に見透しがあり計画をもつた生活をしている。	9.0
	2 現金が効果的に使われている。	4.0
	3 物が工夫により有効に使われている。	3.9
	4 時間と労働が効果的に使われている。	4.4
	小 計	21.3
III 次代の農業人基礎の育成とための農業の見本となる農業家に人た家庭のための教	1 いつも子供の健康を考えた衣服を着せている。	0.5
	2 発育に応じた食事を与えている。	1.3
	3 子供の教育が適切に行われている。	1.0
	4 子供が病気や危険から守られている。	0.6
	5 母体の健康が守られている。	0.9
	小 計	4.3
IV 快適で楽しみの多い民主的家族生活のために	1 各自の意見や希望を尊重して生活が運営されている。	2.9
	2 皆が楽しむためのお金と時間と場所などをもつている。	1.7
	3 快適な生活用設備、器具、環境が整っている。	3.4
	4 労働条件が適切である。	2.3
	5 老後の生活の安定が考慮されている。	0.9
	小 計	11.2
	合 計	100.0

上表で示したごとく、生活改良普及員の課題毎の指導回数の中では、「勤労者としての健康の維持」が 63.2% (前年度 64.1%) と過半数を占め、次いで「家庭生活の合理的運営」が 21.3% でこれは前年度と同じ割合であり、「快適で楽しみの多い民主的家族生活」が 11.2% (前年度 9.6%) 「次代の農業人の基礎を作るための育児と家庭教育」が 4.3% (前年度 5.0%) と大体前年度と同じ傾向で指導を行なつた。

また、生活改良普及員は濃密指導地域以外の地域においても、生活改善上の諸問題に対する啓蒙活動や緊急に解決をせまられる問題に対する事項別指導を行なつた。

(ア) 生活改良普及員の活動を進めるについては、その活動の効率化に資するとともに、農家相互の改善意欲の向上を図るための、グループ育成を行なつてゐる。

これらのグループ数は、昭和 47 年 3 月末現在で約 15,000 グループで、生活改良普及員 1 人当りの援助グループ数は平均 7 グループとなつてゐる。グループの所属員数は、約 281,000 人で 1 グループ当り平均人数は約 18 人である。毎年 3 月にこれらの生活改善実行グループ

員による生活改善実績発表大会を開催しているが、昭和46年度は、第20回を記念する大会を行なつた。

そこでは、兼業の増大や転作による労働過重を克服しながら、近代的農家生活を目指して、健康維持のための栄養改善、労働と休養余暇のバランスのとれた生活の計画化、老後の生活設計等について、又快適で住みよい村づくりのために、地域社会のよい人間関係をつくりつつ、便利な共同施設の設置や、子供会、老人会等部落ぐるみのレクリエーションの導入等、共同の力で、生活環境を改善することなど個々の農家生活の問題から、広く地域農村生活の問題に至る解決にとりくんでいる。

(イ) 生活改良普及員の活動時間を見ると次表のとおりである。

直接農民を指導した時間は、勤務時間の71.4パーセントを占めている。

なお1か月平均勤務時間は182.8時間である。

生活改良普及員の活動時間の内訳

区 分		1人1か月平均	
		時 間 数	割 合
普 及 活 動	現地指導	地域濃密指導 グループ指導 地域全体の指導	時間 19.7 25.7 27.1
		他地域の協力指導 広域全体の指導	7.3 10.0
		小計	89.8
	指導準備	担当地区 広域	31.1 9.7
		小計	40.8
		計	130.6
研修		15.5	8.5
所内運営の打合会議事務		28.8	15.8
その他の		7.9	4.3
計		52.2	28.6
勤務総時間		時間 182.8	% 100.0

4 農業改良普及所の運営

(1) 四輪車の設置

生活改良普及員の普及活動の効率化を図るために、軽四輪車を普及所に設置することとし、昭和46年度は、168台について助成した。

(2) 生活改良普及員普及器材の整備

視覚その他の感覚に訴えて、農民の理解を的確にする手段として、各種の普及器材をメニュー

方式により整備するのに要する経費を助成した。

5 農家生活技術等改善研究の実施

農山漁村の生活改善に関する生活技術の普及に必要な重要事項について、専門技術員が実験を行ない農山漁家向け生活技術の確立をはかつている。

このため国は、農家生活技術適応実験費と農家生活技術連絡研究費の2種の実験研究費を交付している。

(1) 農家生活技術適応実験の実施

生活技術を農家に導入する場合、地域により農業と農家生活の条件が異なるので実態に十分即した適応の方法が必要である。このため必要に応じて、実験農家を設定し生活技術適応性の確認実験を行なつている。

昭和46年度においては、国が出した課題に対し、46都道府県において、91項目の実験を実施した。

そのうち若干例示すると次のとおりである。

部 門	実 験 項 目	実 施 県 名
被 服	○農業散布防除衣着用による安全性の確保に関する実験	岩手その他
食 物	○真珠母貝養殖作業時における作業補助衣の材質に関する実験	宮崎その他
住 居	○余剰米の加工に関する実験 ○冷蔵庫の効率的活用による食事管理に関する実験 ○冬野菜荷造り場の保温と作業台の試作に関する実験	京都その他 長崎その他 埼玉その他
家庭 管理	○簡易塵埃焼却炉の構造に関する実験 ○農家所得階層別の適正家計運営に関する実験 ○主婦の日稼ぎによる家庭の運営能力に関する実験	島根その他 山口その他 佐賀その他

(2) 農家生活技術連絡研究の実施

専門技術員だけで解決し得ない問題について、課題ごとに大学研究機関等の協力を得て総合的実験研究を行ない農家生活技術の確立を図つている。

昭和46年度においては、次の8県で9項目について実施した。

研 究 課 題	実 施 県 名
1 農漁業地域における生活環境計画樹立に関する研究	千葉
2 農業機械化作業における婦人労働適正化に関する研究	石川
3 福井県農家の経営形態別による家計設計基準案の作成	福井
4 農村社会としてのシビルミニマムに関する研究	京都
5 農家の家計設計基準の試案作成に関する研究	鳥取
6 水田の中型農機具一貫作業に適した作業衣の形態に関する研究	広島
7 農業経営形態労働のエネルギー代謝率からみた適正労働時間および適正食糧構成基準設定に関する研究	岡山
8 果樹の防除作業における安全な作業装備、作業環境の改善に関する調査研究	山口
9 山間部における食品購入環境の改善と自給体制の装備に関する研究	香川

(3) 漁家生活改善普及計画の樹立

漁村の生活は自然的、社会的、経済的諸条件が農村と異なる面が多いので漁村有識者の助言

を得て充分にその生活のしくみ、部落や集団の構造についての実態調査を行なつたうえで各地域に適応した普及計画を樹立し、それに基づいて計画的活動を進めている。昭和46年度の実施内容は次の通りである。

区 分	審 議 檢 討 会	地 区 檢 討 会
開 催 箇 所 数	13県	20地区

6 普及職員の研修の実施

農家生活の改善向上を指導する生活改善普及職員の資質を高めるため昭和46年度においては、専門技術員および生活改良普及員に対し、

次のような各種の研修を実施した。

(1) 専門技術員の研修

(ア) 新任者研修

新任の専門技術員10名を対象に、専門技術員の任務を遂行するのに必要な基礎的な知識技術等を習得させるため中央において5日間研修を実施した。

(イ) 中央研修

被服、住居担当の専門技術員を対象として、それぞれの項目の当面する生活改善上の課題を中心として、生活改良普及員援助に必要な知識、技術を習得させるとともに、総合的な課題解決の能力を付与し、指導力の向上を図るため、中央において、10日間ずつ研修を実施した。

(ウ) 農村地域生活技術高度化研修

食物担当の専門技術員に対して、農村の地域社会的観点から、農村生活の現状分析をするとともに、将来の方向を見通し、農村コミュニティ意識の啓発方法等地域社会の生活向上のための高度かつ適切な知識技術を習得させるため通信教育1か月、中央における15日間の集合研修を実施した。

(2) 生活改良普及員の研修

(ア) 都道府県において行なつた研修

a 一般研修

生活改良普及員全員を対象として、一般的普及指導活動の強化に資するため、農山漁家の生活改善上の重点課題に関し検討を行なうため、年間3日以上の研修を実施した。

b 技術向上研修

生活改良普及員の3分の1の人数を対象として、現地活動における生活技術のうち緊急に資質の向上を図らなければならない項目について年間1か月間研修を実施した。

(イ) 国において行なつた研修

a 新任者研修

任用後1年未満の生活改良普及員に対し、普及事業の理念など普及活動の進め方に関する基礎的知識技術を習得させるため99名に対し12日間研修を実施した。

b 長期講習

現地活動経験4年以上の生活改良普及員に対して、客観的に自己の普及活動体験の整理を行ない、今後の活動の方向づけを行なううえに必要な知識技術を習得するため、41名に対し20日間の研修を実施した。

c 漁家担当者研修

主として漁家を担当する生活改良普及員23名を対象として、特に漁家生活改善上必要な生活技術および漁家に対する活動方法に関する知識技術について、11日間研修を実施した。

d 広域担当者研修

広域を担当する生活改良普及員89名を対象として、その任務を果すために必要な知識技術について、2回に分け8日間ずつ実施した。

e 専門技術員養成研修

生活改良普及員のうち昭和46年度は将来普及指導活動(農民生活)の専門技術員を希望する者22名を対象として、12週間(通信教育を含む)を実施した。

f 生活改良普及員通信講座

生活改良普及員に対し、主として通信の方法により大学卒業程度の一般的な教育を修得させるための教育として、生活改良普及員通信講座を実施した。

この通信講座は2か年にわたるが、その第1年次として、46年度は生活改良普及員77名に対し、通信教育と20日間のスクーリングを実施した。

(ウ) 国と都道府県が共同で行なつた研修

ブロック研修

生活改良普及員(新任者を除く)を対象として、ブロック内の他県の生活改良普及員と相互に体験の交換を行なうことにより、普及活動の向上を図るために、次のとおりブロック研修を実施した。

ア 開催担当県

岩手県、栃木県、石川県、滋賀県、高知県、長崎県

イ 参加者

生活改良普及員 各都道府県3~4名

生活改善専門技術員 各都道府県 1名

農業改良普及所長 開催担当県2~3名

ウ 期間

3~4日

エ 研修内容

本年度の重点課題を考慮して、ブロック内で共通している事項をとり上げて普及活動を効率的に推進するために必要な知識技術および方法について研修会を開催した。このブロック研修会の際に専門技術員ブロック協議会も開催した。

7 生活改良普及員の養成

岩手、長野、香川3県の養成施設において生活改良普及員の養成を実施した。この養成施設に対し、人件費および事業費について助成した。なおこの事業に対する助成は昭和46年度をもつて完了した。

区分	岩手	長野	香川	計
昭和46年度卒業生	6人	17人	17人	40人

8 生活教室の開設

農家生活の緊急を要する諸問題の解決を図り農家生活の向上に資するため、生活教室を開設した。

この生活教室は、農繁期の健康維持のため「農繁期対策」、住宅や住い方の改善に役立てるための「住居の使い方改善」、家庭生活の運営の健全化のための「家事労働合理化」「出稼ぎ農家生活相談」の4種類について、1,260カ所で実施した。

生活教室の内容は、これら4種類についての生活改善知識・技術の習得のための短期講習であり、1教室開催日数2日間、参加者平均50名である。

9 農山漁家健康管理および家族労働適正化特別事業の実施

最近の農業事情の急激な変化は、農林漁業者の生活環境、労働条件、栄養等において多くの問題をもたらしている。これらの現状に対し、課題解決を強力に推進するために、40年度以来農山漁家健康管理特別事業を実施してきたが、43年度からは健康生活に影響をもたらす生産、生活の過重な労働面の問題点を明らかにし、健全な農村生活を営むための、適正労働と健康の維持、体力の向上を図る事業を加え、農山漁家に対する改善指導を実施した。昭和46度においては、前年度からの継続地区45カ所と新規地区46カ所で実施した。

10 農山漁村生活環境整備特別事業の実施

(1) 農山漁村生活環境整備指導事業

農山漁村の住宅をはじめとする生活環境の整備と近代化を図るため農山漁村生活環境整備指導事業をひきつづき実施し(41年度開始)、関係行政機関および関係団体等をもつて構成する協議会の開催、都道府県における専門相談員、生活改善普及職員等による巡回相談所の開設(46年度598カ所)および特定地区の生活環境施設整備計画の樹立(46年度92カ所)に関する指導援助を行なつた。

(2) 生活プロジェクト実験集落整備事業

農業および農村の発展をはかるためには、農村居住者が農村の自然環境を生かし高度な生活便益をうけ、快適で効率的な生活が営めるような集落の近代化が必要である。

このため、昭和46年度から生活プロジェクト実験集落整備事業を特定地区(3地区)において実施した。

本事業は、生活環境施設(用地整備、屋外給排水施設、浄化槽、プロパンガス集中配管、生

活道路簡易舗装、多目的生活共同施設)を実験的に設置しそれらの施設の活用方式の検討と投資の経済性の測定を行なうとともに、その実験効果を広く農山漁村へ波及させることを目途とするものである。昭和46年度は、北海道、愛知県、佐賀県の3カ所において、第1年度の事業として、生活プロジェクト実験集落整備事業推進のための協議会を県および市町村段階で開催して整備計画を樹立するとともに集落整備に必要な生活環境施設等を設置した。

C 農村青少年研修教育事業

農業技術の高度化、経営の近代化および新規就農者の学歴水準の向上等に対応して、農村青少年に対する研修教育を高度化し、その資質と能力の向上を図るため、各種の農村青少年育成対策をすすめている。このうち昭和46年度において農業改良助長法の規定に基づいて補助金を交付して実施した農村青少年の研修教育事業はつきのとおりである。

1 高等農業教育施設の設置

専門的な農業経営を志向する高等学校卒業程度以上の学力を有する青年を対象として、高度の専門的知識、技術および経営能力を付与し、先進的農業経営者を育成するため、地域農業を展望した基幹的経営部門をもつ、近代的農業教育施設を6カ所重点的に設置した。

(高等農業教育施設の設置)

岩手県 {肉牛(畑作畜産)}	高知県 (施設野菜)
栃木県 (養豚)	熊本県 (露地野菜)
群馬県 (施設花き)	宮崎県 (施設野菜)

2 農村青年活動促進施設の設置

在村青年に対する各種研修の強化および自主的な集団活動の促進を図るため、昭和41年度から都道府県に対し主要農業地域内への青年活動促進施設の設置について助成しているが、昭和46年度は18カ所を次の各県に設置した。

北海道(2カ所)、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、長野県、富山県、石川県、愛知県、和歌山県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県